

浜美枝さんの箱根自宅

“やまぼうし”素敵なお話とカジュアルフレンチ3日間



箱根町の芦ノ湖畔『やまぼうし』は、浜美枝さんが30年以上かけ再生させた夢の古民家です。田園地帯を歩き回り、廃屋を探し求め出逢った家を解体し箱根に持ち帰り一部屋一部屋職人さんと共に作り上げていきました。100年から150年は生きた木の家の力強さ、温もりをどうぞお楽しみください。古民家見学、カジュアルフレンチの昼食、そして浜美枝さんのミニトークもお楽しみ下さい♪



■旅行代金(大人お1名様/2名様1室利用) **Newtrip** Vol.17

118,000円 ■1名様部屋追加代金16,000円 **熊本発着**

- お食事/朝食2回・昼食2回・夕食1回 最少催行15名 添乗員同行
- 利用予定ホテル/箱根:ザ・プリンス箱根芦ノ湖、東京:モントレ銀座
- 阿蘇くまもと空港以外の発着(国内)は往復お1名様2,000円追加にて可能です。

ポーラ美術館 **西洋近代絵画中心に9500点を収蔵♪**
ポーラ化粧品で知られるグループオーナーであった鈴木常司が収集した美術品9500点を展示するために2002年9月に開館しました。西洋絵画コレクションには、モネ、ルノワール、セザンヌ、ゴッホ、ピカソなどの作品があります。

ラリック美術館 **フランス人ガラス工芸家ルネ・ラリックの世界♪**
アールヌーヴォー、アールデコ美術様式の時代を生きたラリックの作品を展示する美術館。初期のジュエリー、中期のガラス作品、後期の建築装飾を見ることができます。ラリックが室内装飾した豪華列車オリエント急行の展示のあります。

ザ・プリンス箱根芦ノ湖 **コンセプトはリラクゼーション&ネイチャー♪**
箱根、芦ノ湖畔にたたずみ、快適なリゾートライフをお届けします。芦ノ湖に面した蛸川温泉「箱根湖畔の湯」大露天風呂をお楽しみください。

■出発日:2017年4月23日(日)出発

日次	スケジュール
1 4/23 (日)	<p>阿蘇くまもと空港=====羽田空港----- 8:30集合/9:20発 JAL624 10:55/11:15 ※貸切バス</p> <p>-----箱根・ポーラ美術館(見学・昼食)----- 13:00/15:20</p> <p>-----ラリック美術館(見学)---箱根芦ノ湖(泊) 15:30/17:00 17:20</p> <p>◆夕食はホテル内にてbuffe 朝:× 昼:○ 夕:○</p>
2 4/24 (月)	<p>ホテルにて朝食 ※貸切バス ホテル----駒ヶ岳展望(ロープウェイ)----箱根神社---- 9:30 9:50/10:40 10:50/11:40</p> <p>-----箱根やまぼうし(浜美枝さんご自宅・昼食)----- 11:50/15:00</p> <p>浜美枝さんのお話とカジュアルフレンチのご昼食♪</p> <p>-----箱根湯本(散策)-----東京(泊) 15:20/16:20 18:00</p> <p>朝:○ 昼:○ 夕:×</p>
3 4/25 (火)	<p>ホテルにて朝食 ◆出発までフリータイム</p> <p>※ホテル15:30集合・貸切バスにて空港へ</p> <p>-----羽田空港=====阿蘇くまもと空港 16:10/17:20発 JAL637 19:10</p> <p>朝:○ 昼:× 夕:×</p>

※スケジュールは変更になる場合がございます。

旅行条件（要約）

この旅行条件は要約です。お申し込みの際は別途交付する旅行条件書の全文をお受け取りになり、ご確認の上お申し込み下さい。

●募集型企画旅行契約

このご旅行は、(株)日専連ツアーズ(以下、「当社」といいます。)が旅行企画・募集・実施するものであり、このご旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。ご旅行契約の内容・条件は、別途お渡しする旅行条件書(全文)ご出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び当社旅行予約款募集型企画旅行契約の部によりします。

■旅行のお申し込み

1.当社所定の旅行申込書に所定事項を記入しお申込金を添えてお申し込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料または違約料それぞれの一部として充当いたします。

2.当社は電話等による旅行契約の予約申込を受け付けます。この場合、当社が予約申込を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。この期間中に申込書の提出と申込金の支払がなされない場合当社は申込がなかったものとして取り扱います。

■旅行契約の成立時期

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第1項の申込金を受領した時に成立するものとします。

■確定書面(最終日程表)のお渡し

当社は、お客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにしてお渡します。(原則として旅行開始日の2週間前;7日前にお渡しするよう努力します)

■お支払い対象旅行代金(基準旅行代金)

1.「お支払い対象旅行代金」とは、申込金、取消料、違約料、変更補償金の計算基準となる旅行代金のことです。募集広告またはパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割り引き代金として表示した金額」をいいます。

2.旅行代金は旅行開始日の前日から起算して遡って21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算して遡って21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに全額お支払いいただきます。

■旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した航空運賃及び船舶・鉄道運賃等、旅行日程に明示した送迎バスなどの料金。(この運賃料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるもの)に限りません。以下同様とします。)を含みません。旅行日程に明示した観光等に使用するバス料金、ガイド料金、入場料等。宿泊料金、税、サービス料(二人部屋をお二人様での使用が基準)、食事料金、税、サービス料。団体行動中のチップ。添乗員付コースの添乗員の同行費用。日程表に含む旨を明示した海外の空港税および空港施設使用料、なおこれらの諸費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しは致しません。

■旅行代金に含まれないもの

含まない旨を明示した旅行日程中必要な海外の空港税等及び空港施設使用料、日本国内の空港施設使用料、運送機関の課す付加運賃・料金、超過手荷物料金、クーリーング代、電話電報料、ホテルのボーイ・メイドへのチップ、その他追加飲食等個人の性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。渡航手続き諸費用、オプションツアー等の代金。国内外における傷害・疾病に関する医療費。日本国内の空港施設使用料、日本国内におけるご自宅から空港発着までの交通費・宿泊費、羽田・伊丹経由となった場合の羽田～成田及び伊丹～関西の地上交通費。日本国内で前泊・後泊が必要な場合の宿泊費。日本国内線予約がとれない場合や天候等で止むを得ず他の交通機関をご利用いただく場合の地上交通費。

■旅行契約の解除・取消料

1.お客様はいつでも次に定める取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

但し、特定日と特定日以外で取消料が異なる場合がありますのでご注意ください。

2.当社の解除権①お客様が弊社に規定する期日までに旅行代金を支払わないとき。②お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。③お客様が病气その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。④お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。⑤お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。(この場合は4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算して33日目に当たる日より前に、またそれ以外の期間に旅行開始するときは、23日目に当たる日より前に旅行中止のご通知をいたします。)また⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由によりパンフレットに記載事項が実施不可能となるおそれが極めて大きいとき。当社は本項①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項②～⑥により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

■当社の責任と免責

1.当社は旅行契約履行にあたって、当社又は当社の手配代行業者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があったときに限ります。また次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故もしくはサービス提供の中止。官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動の事故、食中毒、盗難等。

2.当社は、手荷物について生じた前項の損害については、同項の規程にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。

■特別補償

当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物に被った一定の損害について、当社旅行予約款(特別補償規程の部・別紙)により、一定の補償金及び見舞金を支払います。

■旅程保証

旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われた場合は、当社旅行予約款(募集型企画旅行契約の部)の規程により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約について変更補償金の額が、1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

1.旅行開始日又は終了日の変更、2.入場する観光地・観光施設・その他の目的地の変更、3.運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更、4.運送機関の種類又は会社名の変更、5.本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便の変更、6.本邦内と本邦外との間における直行便の継ぎ便または経由便への変更、7.宿泊機関の種類又は名称の変更、8.宿泊機関の客室の種類、設備または景観の変更、9.ツアータイトル中に記載があった事項の変更

■その他

1.上記の旅行代金は2014年11月1日の運賃・料金を基準としています。2.当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。3.子ども代金は、旅行開始日当日を基準に、満2才以上、12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満で航空座席を使用しない方に適用します。4.旅行契約の範囲は、パンフレットに明示された発着空港または国際線発着地から出発・帰着の期間に限りします。●募集型企画旅行契約

このご旅行は、(株)日専連ツアーズ(以下、「当社」といいます。)が旅行企画・募集・実施するものであり、このご旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。ご旅行契約の内容・条件は、別途お渡しする旅行条件書(全文)ご出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び当社旅行予約款募集型企画旅行契約の部によりします。

受領した時に成立するものとします。

1.上記の旅行代金は2014年11月1日の運賃・料金を基準としています。2.当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。3.子ども代金は、旅行開始日当日を基準に、満2才以上、12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満で航空座席を使用しない方に適用します。4.旅行契約の範囲は、パンフレットに明示された発着空港または国際線発着地から出発・帰着の期間に限りします。

区分	取消料(おひとり)
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降に解除する場合(口から木までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(ハから木までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%
ハ.旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
ニ.旅行開始日当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
ホ.旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

【予約・お問い合わせ】

NISSENREN TOURS

WITH NSR 日専連ツアーズ TEL (096) 326-1611

営業時間/平日9:30~17:30

土曜10:00~17:00定休日/日曜・祝日

観光庁長官登録旅行業第1085号 総合旅行業務取扱管理者 田中 敬

FAX (096) 326-2739 〒860-0801 熊本市中央区安政町6-5